

「伝統神ウルマー」のキャラクターデザインについての使用取扱要項

第1条 （趣旨）

この要項は、うるま市商工会が著作権を有する「伝統神ウルマー」のキャラクターデザイン（以下「ウルマー」という。）の使用を許諾するにあたって、その取り扱いに関する事項を定めるものである。

第2条 （定義）

(1) この要項において「ウルマー」とは、「伝統神ウルマー画像一覧」に登録されている「伝統神ウルマー」のキャラクターデザインを意味するものとする。

(2) この要項において「伝統神ウルマー画像一覧」とは、使用許諾可能なキャラクターデザインが掲載されている画像の一覧を意味するものとする。

なお、「伝統神ウルマー画像一覧」に掲載されるキャラクターデザインは、不定期に追加や削除がなされるものとし、削除されたキャラクターデザインも「ウルマー」の用語において定義される「伝統神ウルマー」のキャラクターデザインに含まれるものとする。

(3) この要項において「使用」とは、「伝統神ウルマー」のキャラクターデザインの複製を意味するものとし、この「複製」は著作権法において定義される「複製」と同じ意味に解釈するものとする。

第3条 （使用できる者）

何人も、うるま市商工会会長（以下「会長」という。）の許可を得ることによって、ウルマーを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (2) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (3) ウルマーについて知的財産権を取得し、ウルマーを独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- (4) うるま市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (5) 前各号に掲げるほか、ウルマーを使用することが不適當であると、会長が認めるとき。

第4条 （使用の承認）

- 1 ウルマーを使用しようとするときは、あらかじめ使用申請書（様式第1号）をうるま市商工会「伝統神ウルマー」事務局（以下「事務局」という。）に申請し、使用の承認を得なければならない。
- 2 会長は、事務局が前項の申請書を受理したときは、権限のある審査委員会において、使用承認の可否を審査させなければならない。

- 3 会長は、前項の審査の結果、承認するときは使用承認通知書（様式第2号）を、承認しないときは使用不承認通知書（様式第3号）を、当該申請を行った者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

なお、会長は、申請者に対し、審査において必要と認める書類の提出を求めることができる。

- 4 会長は、前項の使用承認通知書において、使用の条件を付することができる。

第5条 （承認内容の変更）

- 1 前条第3項の使用承認通知書を受けた者が、承認を受けた使用画像または使用対象物件を変更し、または同物件の完成見本と異なる態様で使用画像を使用するときは、事務局に対し、あらかじめ使用変更申請書（様式第4号）を提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 会長は、事務局が前項の申請書を受理したときは、権限のある審査委員会において、使用変更承認の可否を審査させなければならない。

- 3 会長は、前項の審査の結果、承認するときは使用変更承認通知書（様式第5号）を、承認しないときは使用変更不承認通知書（様式第6号）を、当該変更申請を行った者（以下「変更申請者」という。）に通知するものとする。

なお、会長は、変更申請者に対し、審査において必要と認める書類の提出を求めることができる。

- 4 会長は、前項の使用変更承認通知書において、変更使用の条件を付することができる。

第6条 （使用期間）

- 1 使用承認通知書または使用変更承認通知書を通知された申請者は、使用（変更使用を含む。）を承認された日から、ウルマーを使用できる。

- 2 前項のウルマーを使用する者（以下「使用者」という。）は、第8条による使用取消の決定がなされたときは、当該決定日以降、ウルマーを使用してはならない。

- 3 使用者は、ウルマーを使用しないときは、その旨の書面を自ら事務局に提出することができる。その場合、使用者は、当該書面の提出日以降、ウルマーを使用できないものとする。

第7条 （使用上の遵守事項）

使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。但し、会長が特に認めるときは、この限りでない。

- (1) 日本国内でのみ使用すること。
- (2) 承認を受けた物件にのみ使用すること。
- (3) 承認を受けたウルマーのキャラクターデザイン（色も含む。）のみ使用すること。
但し、印刷の機械を原因とする若干の色の違いは認める。

- (4) 承認の際に付された条件があれば、それに従い使用すること。
- (5) 使用状況報告書（様式第7号）の提出を求められたときは、指定された期日までに、これを提出すること。
- (6) ウルマーに関する如何なる知的財産権をも取得してはならない。
- (7) ウルマーの使用権原を、第三者に譲渡してはならない。
- (8) 使用者は、ウルマーの使用により、うるま市またはうるま市商工会に損害を与えた場合には、これを賠償しなければならない。

第8条 （違反等に対する措置）

- 1 会長は、使用者がこの要項に違反したときは、権限のある審査委員会において、使用承認の取り消しの可否を審査させたうえで、使用の承認を取り消すことができる。
- 2 会長は、前項の使用の承認を取り消すときは、使用者に対し、使用承認取消通知書（様式第8号）を通知する。
- 3 第1項の取り消しの効果は、権限のある審査委員会が使用承認の取り消しを決定した日から生じるものとし、第2項の使用承認取消通知書を通知された使用者は、当該通知書を受領していない場合でも、当該決定日以降、ウルマーを使用してはならない。
- 4 会長は、使用承認の取り消しを決定した日以降も使用を継続する使用者に対して、その使用の差し止めや使用に係る物件の回収を求め、その他必要な措置を講じることができる。
- 5 会長は、ウルマーの使用の承認を取り消すことにより、使用者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

第9条 （使用料）

- 1 ウルマーの使用料は、当分の間、無料とする。
- 2 会長は、この要項を改定することで、前項の使用料を変更することができる。
- 3 前項の変更の効果は、この要項の改定日の翌日から、全ての使用者にも及ぶものとする。

附則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別図

